

平成 26 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社雑貨屋ブルドッグ  
代表者名 代表取締役 久岡 卓司  
(JASDAQ・コード3331)  
問合せ先 取締役 細見 克行  
電 話 053-585-9001

## 会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下、「トーマツ」といいます。）と平成 26 年 2 月 27 日付で監査契約を合意解除することを決議いたしました。また、本日開催の監査役会において、会社法第 346 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、一時会計監査人の選任を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項の監査証明を行う公認会計士等につきましても同様であります。

### 記

#### 1. 異動年月日

平成 26 年 2 月 27 日

#### 2. 異動する会計監査人の名称及び所在地

##### (1) 退任する公認会計士等の概要

名称 : 有限責任監査法人トーマツ  
事務所所在地 : 東京都港区芝浦 4-13-23 MS 芝浦ビル  
業務執行社員氏名 : 公認会計士 服部 一利  
公認会計士 後藤 隆行

##### (2) 就任する公認会計士等の概要

名称 : 京都監査法人  
事務所所在地 : 京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8  
業務執行社員氏名 : 公認会計士 梶田 明裕  
公認会計士 高田 佳和

京都監査法人は、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所準登録事務所名簿に登録されております。

3. 退任する会計監査人の直近における就任年月日

平成 26 年 1 月 8 日

4. 退任する公認会計士等が直近 3 年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

5. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、平成 25 年 9 月 13 日付「適切な会計処理が行われていなかった疑義に関する調査のための第三者委員会設置のお知らせ」にて公表しましたとおり、旧経営陣が経営に当たっていた平成 25 年 8 月期第 3 四半期決算及びそれ以前において、棚卸資産に関して、一部、適切な会計処理が行われていなかった疑義が生じました。その後、当社は、平成 25 年 8 月期有価証券報告書の提出期限を平成 25 年 12 月 27 日まで延長することをご承認頂いた上で、平成 25 年 12 月 20 日付「会社法に基づく監査報告書受領に関するお知らせ」及び「過年度有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、会社法に関する連結計算書類及び計算書類に関する監査報告書を受領し、過年度の有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書を東海財務局に提出いたしました。訂正後の連結財務諸表及び個別財務諸表につきましては、トーマツによる監査及び四半期レビューを受け、改めて監査報告書等を受領いたしました。

平成 25 年 8 月期に関しては、トーマツから、平成 25 年 12 月 27 日付で監査報告書を受領し、平成 26 年 8 月期第 1 四半期に関しては、平成 26 年 1 月 14 日付で四半期レビュー報告書を受領しております。また、平成 26 年 1 月 10 日付「東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、東京証券取引所へ改善報告書を提出しております。

当社新経営陣としては、トーマツが監査を担当していた過年度に不適切な会計処理があったことから、新しい監査法人と再発防止策を実施したいとの考えがあり、トーマツによる監査契約の継続あるいは後任の会計監査人の選任に向けての検討を重ねてまいりました。その後、当社はトーマツ及び後任の会計監査人候補である京都監査法人のそれぞれと協議を行った結果、本日、当社取締役会でトーマツとの監査契約を合意解除する旨を決議し、また、同日開催の当社監査役会で京都監査法人を当社の一時会計監査人に選任することを決議しました。

なお、トーマツからは、監査業務の引継ぎに関する協力する旨の確約を得ております。

6. 5. の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項にかかる退任する公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

以 上